

令和5・6年度

測量・土質調査・建設コンサルタント等業務

一般競争（指名競争）参加資格審査

申請書等の受付について

独立行政法人都市再生機構

# 目 次

1	競争参加申請資格 .....	2
2	受付方法及び受付期間 .....	2
(1)	定期受付 .....	2
(2)	随時受付 .....	3
3	受付業種区分等 .....	3
4	提出書類 .....	3
5	提出部数 .....	5
6	その他 .....	5
別表	総合点数の審査対象となる資格 .....	7
参考	登録証明書等 .....	9
表 1	定期受付（2（1）〔注〕に該当する文書郵送方式）の宛先 .....	10
表 2	随時受付（文書郵送・文書持参方式）の宛先・受付場所 .....	11
表 3	受付業種区分 .....	12
表 4	提出書類チェックシート .....	13

## 1 競争参加申請資格

競争参加の申請を行う者は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ていない者でないこと又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (2) 一定の不誠実な行為により当機構から競争参加資格を取り消された者にあつては、その後2年間を経過していること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (4) 資格審査申請書等の重要な事項に虚偽の記載又は記載漏れがないこと。
- (5) 営業に関し、測量法（昭和24年法律第188号）、建築士法（昭和25年法律第202号）等に基づく登録を必要とする者については、当該許可を受けていること。

## 2 受付方法及び受付期間

### (1) 定期受付

国土交通省、独立行政法人等が共同で実施するインターネット方式（一元受付）により受付を行います。下記 URL にアクセスし、申請用データの作成に必要なパスワードを入手のうえ、申請用データを送信してください。

- ・ 専用ホームページ URL <https://www.pqrc.mlit.go.jp>
- ・ 申請パスワード申込受付期間  
令和4年11月1日（火）から令和4年12月28日（水）まで
- ・ 申請用データ受付期間  
令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）まで

[注] 次の要件に該当する場合は、インターネット方式では対応していないため、以下のとおり文書郵送方式に限り受付を行います。申請内容について確認させていただくことがありますので、申請書類のコピーの保管をお願いします。

- ・ 会社更生法・民事再生法に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合

### ① 受付方法

表1（P10）の郵送宛先に『4 提出書類』に記載の申請書類等を封入し、封筒の表・左下に「**コンサルタント**」と朱書きし、書留郵便その他信書が発送可能なサービスで郵送してください。申請書の様式は以下 URL からダウンロードできます。記入方法について、又は郵送後10日を経過しても受理通知の連絡がない場合には、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問い合わせください。

なお、申請書類が郵送受付期間内に到着しなかった場合には、原則として(2)の随時受付での取扱いとさせていただきます。

ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

### ② 受付期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）まで（期間内必着）

## (2) 随時受付

以下のとおり文書郵送方式又は文書持参方式により受付を行います。申請内容について確認させていただくことがありますので、申請書類のコピーの保管をお願いします。

### ① 受付方法

文書郵送方式による場合は、表 2 (P11) の郵送宛先に『4 提出書類』に記載の申請書類を封入し、封筒の表・左下に「**コンサルタント**」と朱書きのうえ、書留郵便その他信書が発送可能なサービスで郵送してください。申請書の様式は以下 URL からダウンロードできます。郵送後10日を経過しても受理通知の連絡がない場合には、申請書の郵送先にお問い合わせください。

文書持参方式による場合は、申請者の本社（店）所在地別に対応する表 2 (P11) の本部等において受付を行います。受理票（切手の貼付及び返信先の記入は不要です。）又は様式 1-1 の写しを申請書類と一緒に持参し、参加をご希望の入札等がある場合はお申し付けください。

なお、手続き及び記入方法について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

### ② 受付期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）以降随時

[注] 随時受付における文書郵送方式及び文書持参方式について、重複して申請することのないよう注意してください。重複して申請をし、かつ、申請内容に相違があった場合、どちらの内容で登録されるかについては、申請者の意向に沿えないことがあります。

## 3 受付業種区分等

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る契約のうち、以下の業種区分等に係るものとなります。

(1) 受付を行う業種区分…表 3 (P12) のとおり

(2) 登録を行う地区…表 1 (P10) 及び表 2 (P11) のとおり

(3) 競争参加資格の有効期間

① 定期受付： 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

② 随時受付： 競争参加資格の認定の日（受付日の翌月 16 日又は当機構が必要と認めた日）から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 4 提出書類

次の書類をご準備のうえ、表 4 (P13) により提出書類の確認を行ってください。なお、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

…【様式 1-1～3】

(2) 技術者経歴書…【様式 2】〔※注 1〕

(3) 営業所一覧表…【様式 3】

(4) 登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し）…【官公署所定様式】〔※注 2〕

申請者が法人の場合に必要なとなります。なお、登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、申請者が法人の場合の提出書類です。〔※注1〕

(5) 営業に関し法律上必要とする登録証明書等（写し）…【官公署所定様式】〔※注2〕

「参考 登録証明書等」（P9）をご参照ください。〔※注1〕

(6) 直前1年間における納税証明書その3等（写し）〔※注2〕

以下の様式のうち、個人にあつては②、法人にあつては③の官公庁による証明書を可能な限り提出してください（①の提出も可能ですが、証明の対象となる税の種類が不足している又は異なっている場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。）。

① 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3…未納の税額（申告所得税（個人）、法人税（法人）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書

② 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2…「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

③ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3…「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

また、外国事業者の場合は、当該書類に代えて、当該国の管轄省庁又は権限のある機関の発行する書面を添付してください。

(7) 審査基準日（申請しようとする日の直前の事業（営業）年度の終了日。）直前の事業（営業）年度において、申請者が自ら作成する次の財務諸表（年2回決算の場合は2期分）〔※注1〕

① 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表

グループ会社等の場合は、連結の決算報告書ではなく単体の決算報告書を提出してください。

② 個人の場合は、貸借対照表（青色申告者については、確定申告書に添付した青色申告決算書の資産負債調をもって代えることができます。）及び収支内訳書

受付期間中に、審査基準日の直前の事業（営業）年度の財務諸表の調製が完了しない場合には、直前1年間の事業（営業）年度の前年度の財務諸表を提出してください。

(8) 委任状…【様式4】

行政書士等による代理申請の場合に必要なとなります。委任状年月日が申請日の3か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。

(9) 受理票…【様式5】

文書郵送方式の場合は、受理票様式をはがきの裏に貼り付け、はがきの表面に返信先の記入及び切手を貼付してください。文書持参方式の場合は、はがきには不要です。受理票様式又は様式1-1の写しを申請書類と一緒に持参してください。

受理票の表面

切手

文書郵送方式の場合は、送付先の記入及び63円切手を貼付してください。文書持参方式の場合は、はがき及び切手の貼付は不要です。

〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇  
(株)〇〇〇〇 御中

受理票の裏面

競争参加資格申請受理票

独立行政法人都市再生機構

受付番号 \_\_\_\_\_ 受付日: \_\_\_\_\_

(商号又は名称) \_\_\_\_\_ 殿

【測量・土質調査・建設コンサルタント等業務】

貴社から申請のあった標記については、確かに受理しましたので、通知します。

確認印又は受領本部署名

[注1] 申請者が測量法（昭和24年法律第188号）第55条の8第1項による書類の写し若しくは建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第7条第1項、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第7条第1項又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条第1項による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認を受けた現況報告書の副本の写し（抜粋ではなく副本全体）を提出すれば、(2)、(4)、(5)及び(7)の書類の提出を省略することができます（ただし、競争参加資格を希望する業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限ります。）。また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書（様式2）を併せて提出してください。

[注2] 提出書類のうち官公庁が行った証明書類については、申請日の3か月以内のもので、写真機、複写機等を使用して機械的な方法によりほぼ原寸大で複写したものであり、かつ鮮明（印影部分含む。）である写しに限り有効とします。

## 5 提出部数

登録希望地区の数にかかわらず、いずれか1つの受付場所に1部提出してください。

## 6 その他

- (1) 競争参加資格の有効期間中に申請内容に変更が生じた場合は、表2（P11）の宛先に、変更届及び必要な添付書類を1部提出してください（様式のダウンロード、提出の要否及び添付が必要な書類については、以下URLの「申請内容の変更等について」をご参照ください。）。

ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

- (2) 当機構においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の施行に伴い、平成14年10月1日以降、当機構が取得した文書（例：資格審査申請書類など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、当該書類は開示対象となっております。
- (3) 総合点数の審査対象となる資格は、別表のとおりです。選択科目等の制限があり、申請した有資格者がすべて総合点数の審査対象となるわけではありません。
- (4) 競争参加資格があるとの認定を受けた者であって、会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続等開始決定を受けた者は、別冊「**会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の再度の申請方法について**」に基づき、再度の参加資格の審査の申請を行うことができます。
- なお、更生手続等の開始決定者は、この再度の競争参加資格の認定を受けていないときは、一般競争等において競争参加資格があることの確認がなされない場合があります。
- (5) **令和3・4年度の資格認定分から、原則として、認定通知書を発行しておりません**  
審査結果については、以下 URL に掲載する「有資格者名簿」をご確認ください。  
ホームページ URL <https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

以 上

別表 総合点数の審査対象となる資格

業種区分	有 資 格 者	
測 量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者（以下「測量士」という。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。以下「測量士補」という。）</li> </ul>
土質調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者</li> </ul>
建築設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けている者（以下「1級建築士」という。）</li> <li>・建築士法施行規則による建築設備士の登録を受けている者（以下「建築設備士」という。）</li> <li>・技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門、機械部門又は衛生工学部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士を除く。以下「2級建築士」という。）</li> <li>・電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者</li> <li>・一般財団法人建築技術教育普及センターの付与するインテリアプランナーの資格を有し、登録を受けている者（以下「インテリアプランナー」という。）</li> <li>・公益社団法人日本建築積算協会の付与する建築積算士の資格を有し、登録を受けている者（以下「建築積算士」という。）</li> <li>・建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理、1級の電気通信工事施工管理又は1級の管工事施工管理とするものに合格した者</li> <li>・消防法（昭和23年法律第186号）による消防設備士（甲種）の免状の交付を受けている者</li> </ul>
建築監理	同上	同上（ただし、インテリアプランナー及び建築積算士を除き、建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者を含む。）



業種区分	有 資 格 者	
土木設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 級建築士</li> <li>・ 技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、農業部門、森林部門又は環境部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理又は 1 級の造園施工管理とするものに合格した者</li> <li>・ 一般社団法人建設コンサルタント協会の行う R C C M 資格試験に合格し、登録を受けている者（以下「R C C M」という。）</li> <li>・ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理士技術検定に合格した者（以下「土地区画整理士」という。）</li> </ul>
土木監理	同上（ただし、1 級建築士を除く。）	同上（ただし、土地区画整理士を除き、1 級管工事施工管理技士を含む。）
補 償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 級建築士</li> <li>・ 測量士</li> <li>・ 技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、農業部門又は森林部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 級建築士</li> <li>・ 測量士補</li> <li>・ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による不動産鑑定士の登録を受けている者（以下「不動産鑑定士」という。）</li> <li>・ 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）による土地家屋調査士の登録を受けている者</li> <li>・ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者</li> <li>・ 土地区画整理士</li> </ul>
調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 級建築士</li> <li>・ 測量士</li> <li>・ 技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、農業部門又は森林部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）による計量士（環境計量士に限る。）の登録を受けている者</li> <li>・ 不動産鑑定士</li> <li>・ R C C M</li> <li>・ 土地区画整理士</li> <li>・ 一般社団法人再開発コーディネーター協会の付与する再開発プランナーの資格を有し、登録を受けている者</li> </ul>

## 参考 登録証明書等

各登録についての登録官署が発行する登録証明書等には、次のようなものがあります。

- 1 測量業者登録証明書（申請日付より3か月以内の証明書）
- 2 地質調査業者
- 3 建築士事務所登録証明書（申請日付より3か月以内の証明書）
- 4 土地家屋調査士登録証明書
- 5 不動産鑑定業者であることを証する書面
- 6 計量証明事業者登録証明書

[注] 表3（P12）の受付業種区分のうち、「測量」を希望する方は、測量法第55条による登録が必要であり、申請の際に申請日の3か月以内の「測量業者登録証明書」が必要となります（測量法第55条の8第1項による書類の写しを提出する場合は不要ですが、当該登録を受けていない方は当該業務の申請を希望することはできません。）。

### ※ 証明願の様式例

証 明 願	
	令和○年○月○日
○○ 知事 ○○○○ 殿	
	事務所所在地 ○○○○○○○○
	申請者氏名 ○○○○○
一般競争（指名競争）参加資格審査申請のために必要がありますので、 下記のとおりであることを証明願います。	
記	
1. 級 別	一級建築士事務所 ○○○
2. 登録番号	知事登録（ハ）第1234号
3. 登録年月日	令和○年○月○日
4. 名 称	○○○○○○○
5. 所 在 地	○○○○○○○○○
6. 申請者名	○○○○○
~~~~~	
	第 号
上記のとおりであることを証明する。	
令和○年○月○日	
	○○知事 ○○○○

表 1 定期受付（2(1)〔注〕に該当する文書郵送方式）の宛先  
 期間： 令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）まで

申請者の本社（店）の所在地 （対応する都道府県）	登録地区	郵送宛先及び問合せ先
東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、福島、青森、北海道	東日本地区	【令和6年4月26日（金）以前】 〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 熊本フコク生命ビル4階 独立行政法人 都市再生機構 令和5・6 コンサルタント審査担当 電話096-288-1652 （持参等によるご来訪はご遠慮願います。）
愛知、静岡、岐阜、三重	中部地区	【令和6年4月27日（土）以降】 〒860-0804 熊本市中央区辛島町5番1号 日本生命熊本ビル12階 独立行政法人 都市再生機構 令和5・6 コンサルタント審査担当 電話096-288-1652 （持参等によるご来訪はご遠慮願います。）
大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知	関西地区	
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄	九州地区	

- 1 東日本地区に登録した場合、表2の本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

〔注〕 インターネット方式に対応していない申請に限り受付を行います。

表2 随時受付（文書郵送・文書持参方式）の宛先・受付場所  
 期間： 令和5年2月1日（水）以降随時

文書郵送方式の場合

郵送宛先及び問合せ先	<p>【令和6年4月26日（金）以前】                  〒860-0806                  熊本市中央区花畑町12-24 熊本フコク生命ビル4階                  独立行政法人 都市再生機構                  令和5・6 コンサルタント審査担当                  電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）</p> <p>【令和6年4月27日（土）以降】                  〒860-0804                  熊本市中央区辛島町5番1号 日本生命熊本ビル12階                  独立行政法人 都市再生機構                  令和5・6 コンサルタント審査担当                  電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

文書持参方式の場合

申請者の本社（店）の所在地 （対応する都道府県）	登録 地区	持参受付本部等	備考	
東京、千葉、神奈川、埼玉、 茨城、栃木、群馬、長野、 新潟、富山、石川、山梨、 秋田、山形、宮城、岩手、 福島、青森、北海道	東 日 本 地 区	本 社	〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー（総合受付：5階） 電話045-650-0189（会計課）	左記 い ず れ の 本 部 で も 受 付 を 行 い ま す。
		東 北 震 災 復 興 支 援 本 部	〒970-8026 福島県いわき市平字田町120 ラトブ7階 電話0246-38-8179（経理課）	
		東 日 本 都 市 再 生 本 部	〒163-1313 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階 電話03-5323-0679（経理課）	
		東 日 本 賃 貸 住 宅 本 部	〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階 電話03-5323-2574（調達管理課）	
愛知、静岡、岐阜、三重	中 部 地 区	中 部 支 社	〒460-8484 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階 電話052-238-9113（経理課）	
大阪、京都、滋賀、福井、 奈良、和歌山、兵庫、岡山、 広島、鳥取、島根、香川、 徳島、愛媛、高知	関 西 地 区	西 日 本 支 社	〒530-0001 大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階 電話06-4799-1035（調達管理課）	
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、山口、 沖縄	九 州 地 区	九 州 支 社	〒810-8610 福岡市中央区長浜2-2-4 九州支社2階 電話092-722-1017（経理課）	

- 1 東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

表3 受付業種区分

業種区分	主 な 業 務 内 容
測 量	測量
土質調査	土質調査
建 築 設 計	建築関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（都市計画、団地計画、意匠、構造、積算、機械、電気、汚水処理施設、設計意図伝達等）
建 築 監 理	建築関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等）
土 木 設 計	土木関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（鋼構造コンクリート、河川、道路、施工方法、施工設備、下水道、造園、都市計画、地方計画、積算、換地設計等）
土 木 監 理	土木関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等）
補 償	補償関係コンサルタント業務（物件・権利調査、事業関連調査、不動産鑑定、登記手続等）
調 査	建築・土木関係建設コンサルタント業務のうち上記以外のもの（事業の計画又は工事の施工に関する調査、検討等）

表4 提出書類チェックシート

## 提出書類チェックシート (測量・土質調査・建設コンサルタント等業務)

必 要 書 類	申 請 形 態	チ ェ ッ ク
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （測量・建設コンサルタント等）【様式1-1～3】		
技術者経歴書【様式2】		
営業所一覧表【様式3】		
登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し） ※申請日の3か月以内のもの		
営業に関し法律上必要とする登録証明書等（写し） ※測量業者または建築士事務所の場合は申請日の3か月以内のもの		
納税証明書その3等（写し） ※申請日の3か月以内のもの （法人の場合は可能な限りその3の3を提出）		
財務諸表（写し）		
委任状【様式4】 ※行政書士等による代理申請の場合		
受理票（はがきサイズ）【様式5】 ※文書郵送方式の方は切手貼付		